

UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①宮之城屋地地区
- ②虎居地区（一部）※1
- ③船木地区
- ④山崎地区
- ⑤久富木地区
- ⑥二渡地区
- （白男川地区）
- （時吉地区）
- （佐志地区）

【主な避難経路①】
国道328号→国道3号

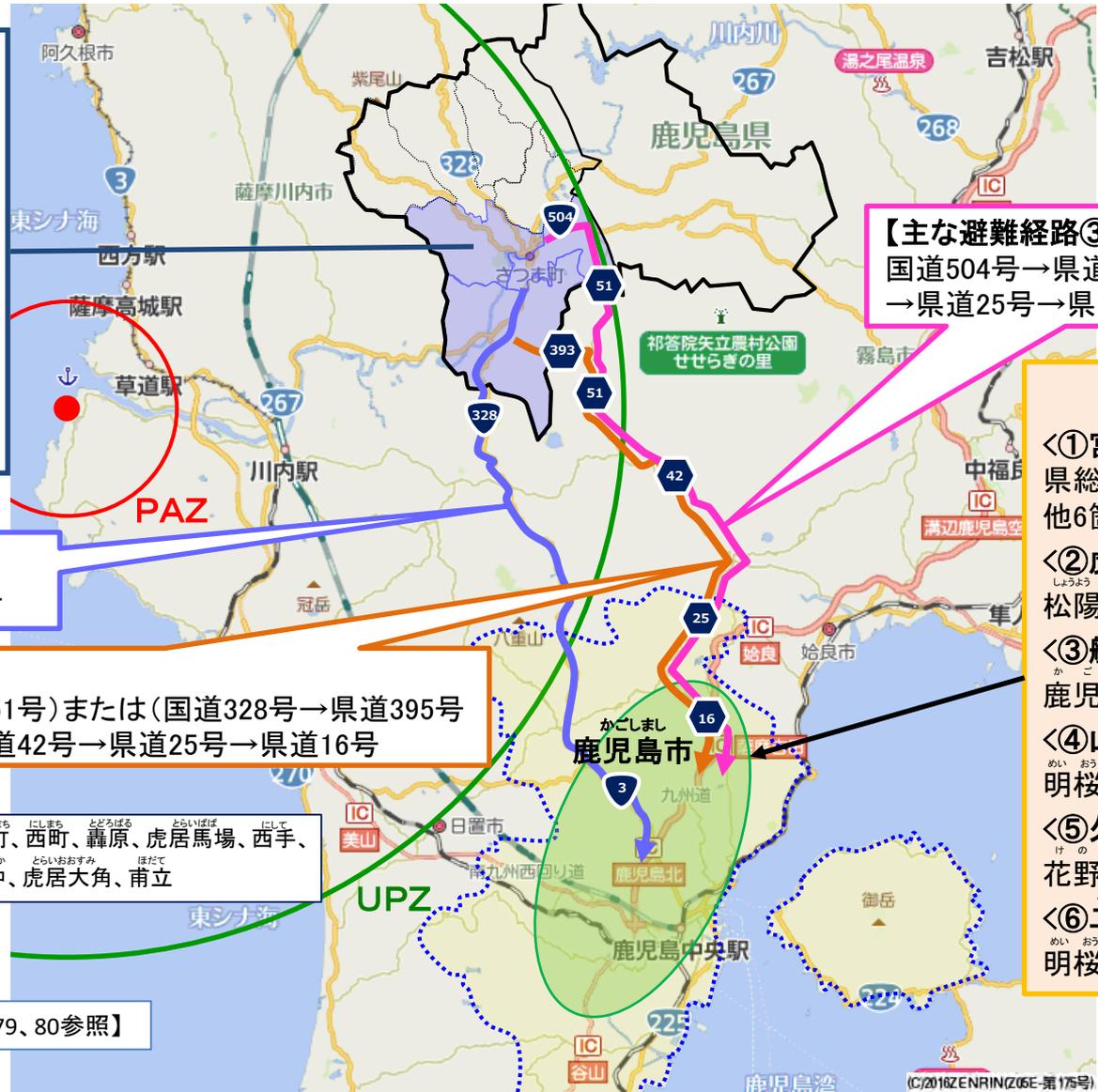
【主な避難経路②】
（（県道393号→県道51号）または（国道328号→県道395号→県道211号））→県道42号→県道25号→県道16号

※1：虎居町、東町、西町、轟原、虎居馬場、西手、上向、上向中、虎居大角、甫立

【主な避難経路③】
国道504号→県道51号→県道42号
→県道25号→県道16号

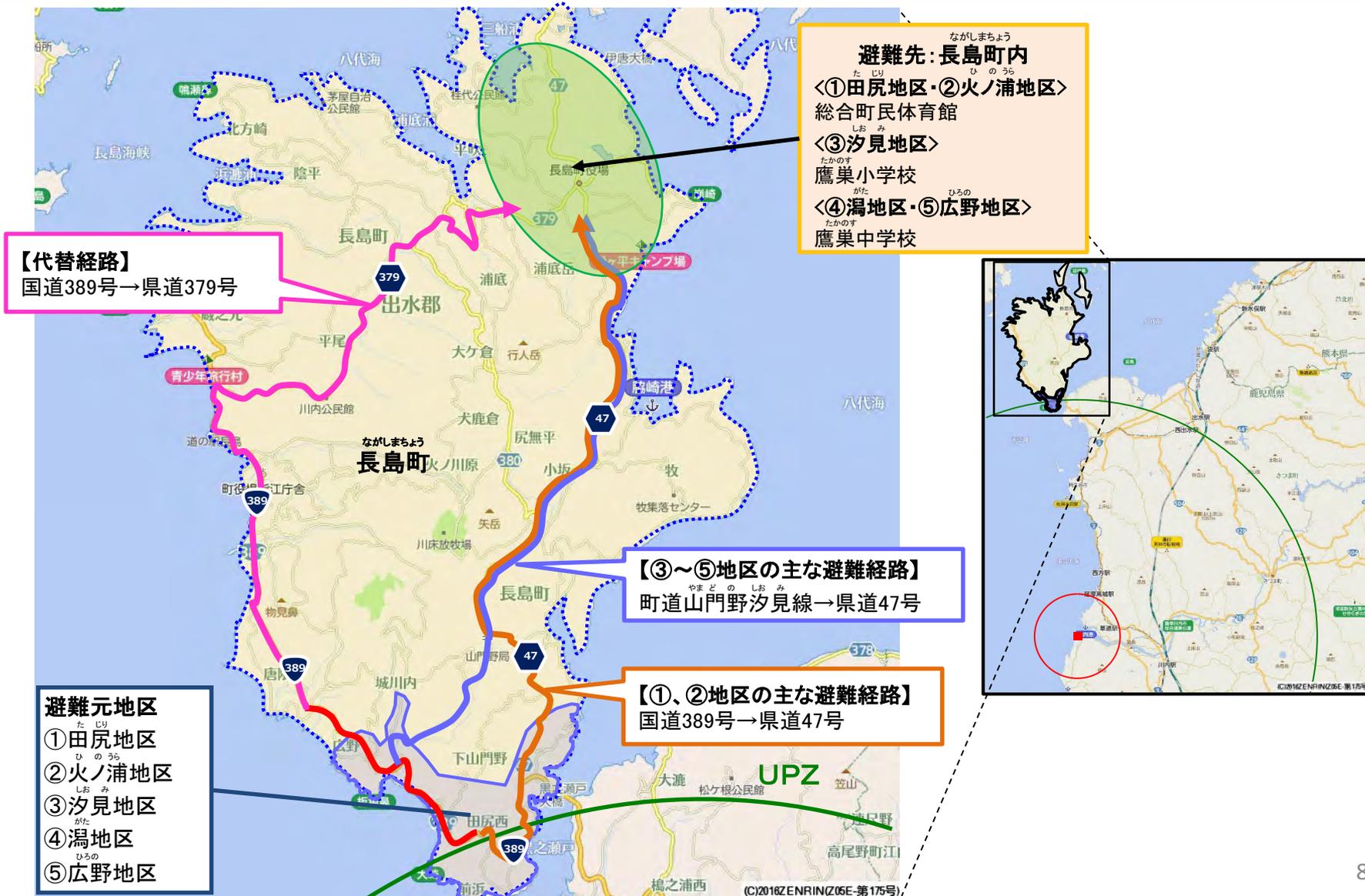
- 避難先：鹿児島市
- <①宮之城屋地地区>
県総合体育センター体育館
他6箇所
 - <②虎居地区>
松陽高校体育館 他4箇所
 - <③船木地区>
鹿児島東高校 他3箇所
 - <④山崎地区>
明桜館高校体育館 他2箇所
 - <⑤久富木地区>
花野小学校 他3箇所
 - <⑥二渡地区>
明桜館高校体育館 他3箇所

（）記載の地区は【資料P79、80参照】



UPZ内から避難先施設までの主な経路（長島町）

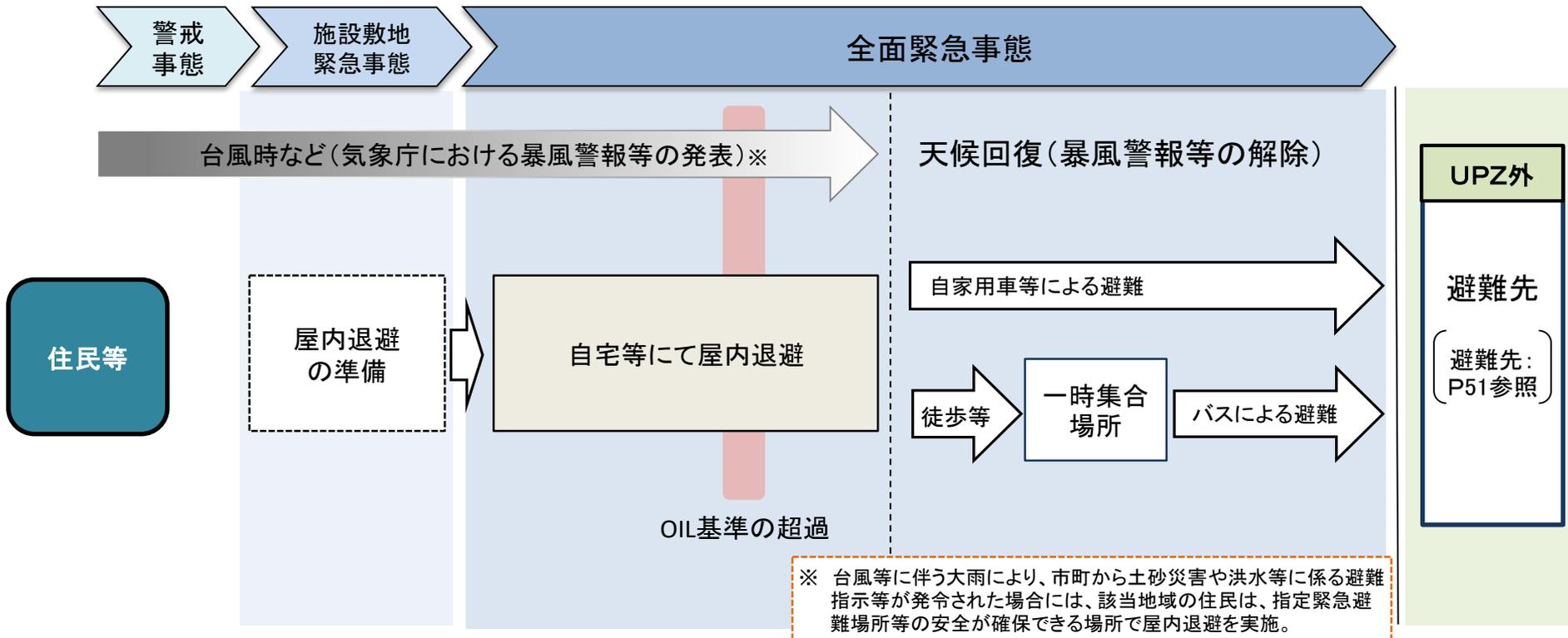
➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



台風時などにおけるUPZ内の防護措置

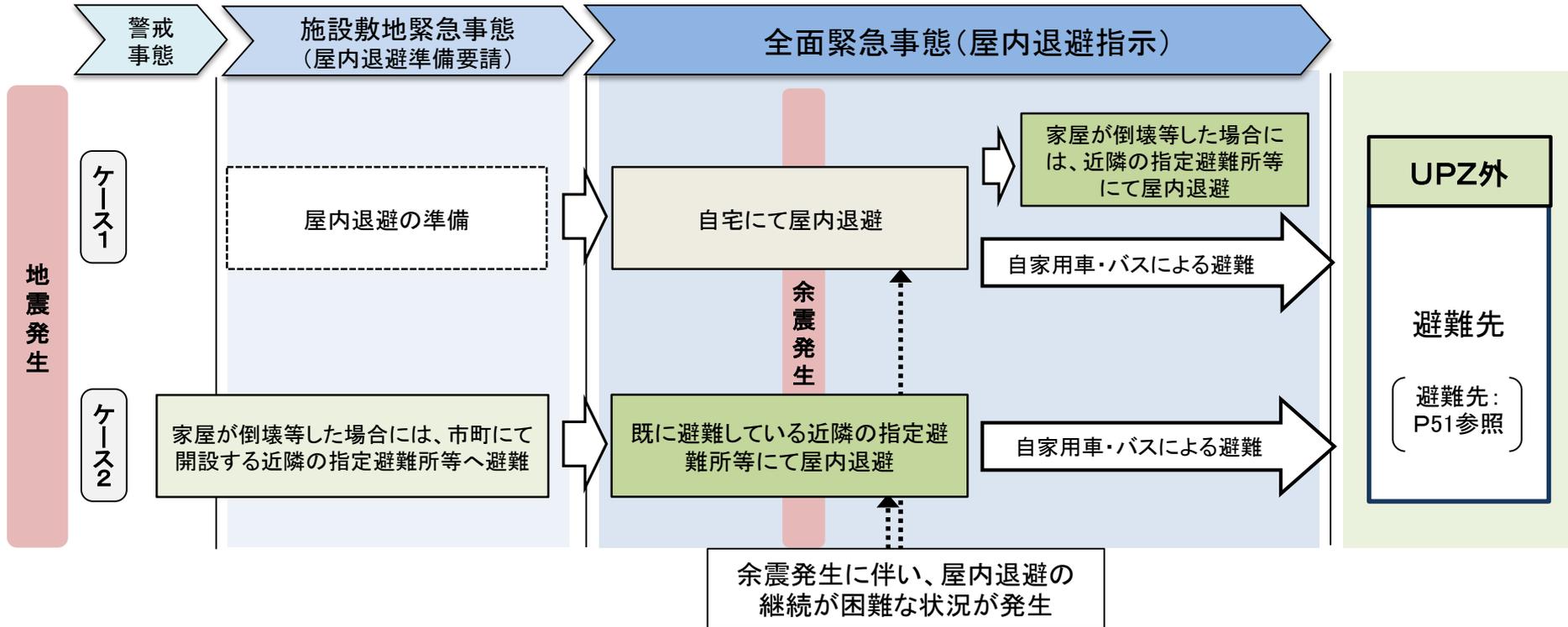
- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>

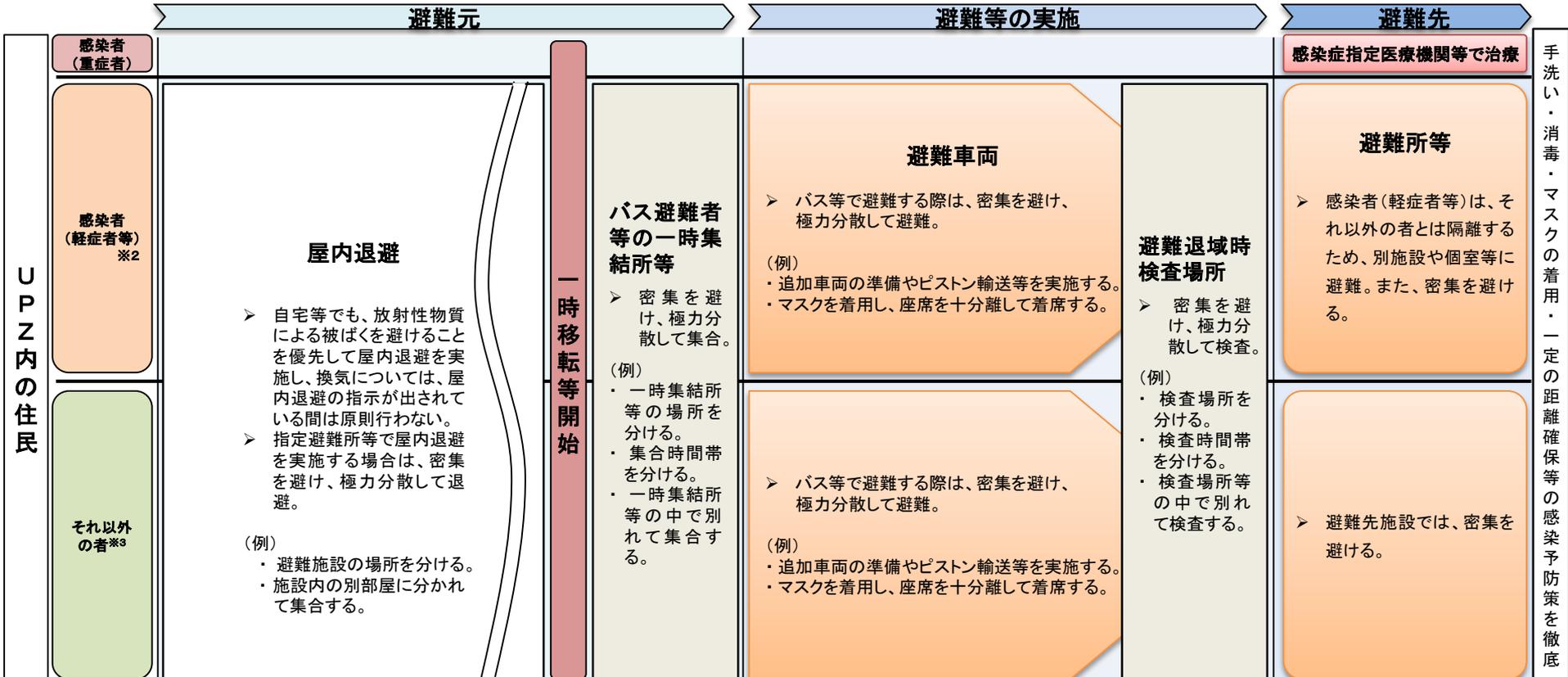


※ 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

UPZ内の一時移転等に必要となる輸送能力の確保

- UPZ内で一時移転等は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域の住民が実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、
- 鹿児島県が、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保する。鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。
 - 鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

協力事業者	保有台数 (台)
33社	約1,600

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定 (平成27年6月26日)

【対象】

公益社団法人鹿児島県バス協会

【協力内容】

- ①被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務
- ②ボランティアの輸送業務
- ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- ④その他必要なバスによる支援業務

九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

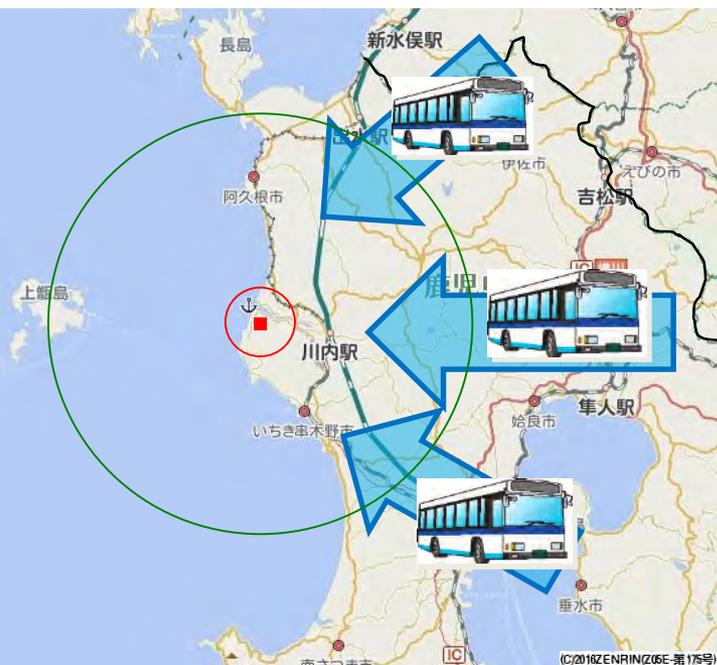
【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

隣接県（熊本県・宮崎県）
指定地方公共機関（バス会社）
保有台数：約2,400台



他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、鹿児島県に対する関係地方公共団体からの支援策として、7つの応援協定を締結。

ア九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定（平成23年2月28日）

【対象】

国土交通省九州地方整備局、鹿児島県土木部

【応援内容】

- ①施設の被害状況の把握
- ②情報連絡網の構築
- ③現地情報連絡員の派遣
- ④災害応急措置
- ⑤その他必要と認められる事項

ア九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

災害対策基本法第2条第一号に規定する災害に係るもの

- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③避難施設及び住宅の提供
 - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤医療支援
 - ⑥物資集積拠点の確保
 - ⑦災害廃棄物の処理支援
 - ⑧その他応援のため必要な事項
- 感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするものに係るもの
- ①検体検査
 - ②マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ③その他応援のため必要な事項

イ関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

イ鹿児島県・岐阜県相互応援協定（平成23年11月7日）

【応援内容】

- ①必要な物資、資機材等の提供
- ②職員の派遣
- ③被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供
- ④その他災害応急措置及び災害復旧対策に必要な事項

イ鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定（平成23年11月14日）

【応援内容】

- ①災害応急対策を行う職員の派遣
- ②避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- ③その他被災県が要請した措置

ウ全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
 - ・救助及び応急復旧等に必要の要員
 - ・避難所の運営支援に必要な要員
 - ・支援物資の管理等に必要の要員
 - ・行政機能の補完に必要な要員
 - ・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
- ②物的支援及び斡旋
 - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・応急復旧に必要な資機材及び物資
 - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ヘリコプターによる情報収集
 - ・傷病者の受入れのための医療機関
 - ・被災者を一時収容するための施設
 - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・仮設住宅用地
 - ・輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援
- ④その他特に要請のあったもの
- ⑤原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
 - ・緊急時モニタリング資機材
 - ・原子力防災活動資機材
 - ・緊急時医療資機材
- ②職員の派遣
 - ・緊急時モニタリング関係職員
 - ・緊急時医療関係職員
 - ・その他災害対策関係職員

7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制